

令和6年11月27日
境管第1349号

鳥取県知事
島根県知事
松江市長
境港市長

} 様

境港管理組合管理者 平井伸治
(公印省略)

総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備に係る意見について（照会）

令和6年11月22日付で、別添のとおり国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）に基づく「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備」に関し、「円滑な利用に関する確認事項」を関係省庁と境港港湾管理者との間で確認することの依頼がありました。については、下記のとおり関係自治体として貴県・市の意見を照会します。

記

- 1 添付資料
 - (1) 関係省庁からの依頼文
 - (2) 境港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項（案）
- 2 回答期限 令和7年1月16日（木）
- 3 回答方法 別添回答様式にて担当まで電子メールで提出をお願いします。

(担当)
〒684-0004
鳥取県境港市大正町215 みなとさかい交流館3階
境港管理組合港湾管理委員会事務局 倉本、宇名手
電話 0859-42-3707
FAX 0859-42-3735

令和6年11月22日
内閣官房
国土交通省
防衛省

境港管理組合 管理者 様

総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について
(依頼)

国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）に基づく、「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備」に関し、別添（案）のとおり「円滑な利用に関する確認事項」を関係省庁と境港管理組合との間で確認することを依頼する。

(案)

境港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省中国四国防衛局・海上保安庁第八管区海上保安本部と港湾管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省中国地方整備局はこれに協力する。

令和●●年●●月●●日

国土交通省中国地方整備局副局長
海上保安庁第八管区海上保安本部長
防衛省中国四国防衛局長
境港管理組合 管理者